

## 「偽造・盗難カード保護法」施行

暗証番号に細心の注意を

偽造や盗まれたキャッシュカードによる不正引き出し被害の多発を受けて成立した「偽造・盗難カード預貯金者保護法」が2月10日に施行されました。被害の補償を金融機関に義務づけた内容ですが、預金者がずさんなカード管理をした場合は補償されないこともあります。

同法は、偽造・盗難カードで現金自動預け払い機（ATM）から預金を不正に引き出された場合、被害額は原則、金融機関が補償する内容です。ただ、全額補償は預金者に過失がない場合に限られ、「重大な過失」や「過失」があれば、全く補償されなかったり、一部しか補償されないこともあります。

過失あれば補償減も

法成立を受け、全国銀行協会（東京）は2005年10月、補償の際のルールを作り、過失となる具体例を示しました。

▽他人に暗証番号を教える▽暗証番号をカードに記入する▽他人にカードを渡す—などの行為は「重大な過失」とされ、偽造・盗難にかかわらず、被害金は1円も戻りません。

盗まれたカードで現金を引き出された場合は、過失によっては被害額の75%しか補償されません。他人に類推されやすい暗証番号を使い続け、その番号を割り出せそうな書類をカードと一緒に携帯した場合、過失があったと判断されます。例えば、自分の生年月日を暗証番号にし、その日付が記入されている運転免許証と一緒に持ち歩くケースです。

ほかに類推されやすい番号として、自宅や勤務先の電話番号、自宅の地番、自動車のナンバーなどがあります。また、被害に遭ってから30日以内に届け出た分しか、原則として補償されません。さらに、同法では偽造・盗難カードが使われたケースが補償の対象で、通帳と印鑑を盗まれて現金を引き出されたようなケースには補償はありません。

ファイナンシャルプランナーの三輪鉄郎さんは「暗証番号は定期的に変更することが望ましい。被害に早く気づくために、少なくとも3週間に1度は記帳

や残高照会をし、記憶にない出金がないか確認して」とアドバイスしています。

金融機関でも、被害を防ぐための対応を進めています。偽造の困難な IC（集積回路）チップ付きキャッシュカードの発行が相次いでおり、ATM 利用時に指や手のひらの静脈で本人を確認する「生体認証」を導入したキャッシュカードも登場しています。暗証番号を変更できる機能のある ATM も増えています。

こうしたカードに変更すれば、被害に遭う危険を減らせます。ただ、生体認証カードは専用 ATM でしか使えないことが多く、コンビニエンスストアなど「どこでもお金を引き出せる」便利さが損なわれる点には注意したい。